

規 則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則をここに公布する。

平成二十八年四月一日

埼玉県知事 上 田 清 司

埼玉県規則第五十二号

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の特定事業主等を定める規則

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律施行令（平成二十七年政令第三百十八号）第一条第二項に規定する女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十五条第一項の地方公共団体の機関、その長又はその職員で規則で定めるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、同令第一条第二項の規則で定める職員は、同欄の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる者とする。

知事	知事が任命する職員
議会の議長	議会の議長が任命する職員
選挙管理委員会	選挙管理委員会が任命する職員
代表監査委員	代表監査委員が任命する職員
人事委員会	人事委員会が任命する職員
公営企業管理者	公営企業管理者が任命する職員
病院事業管理者	病院事業管理者が任命する職員
下水道事業管理者	下水道事業管理者が任命する職員

附 則

この規則は、公布の日から施行する。